

●社員の不正事例

- 仕入れた商品を不正に転売し、その売却代金を着服。
- 数年間にわたり、食材などを無断で持ち帰っていた。
- 架空仕入を利用した金銭着服
- 管理する修繕積立金等の預金が不正に引出されていることが判明。
- 元経理部長による売掛金の回収代金の着服。
- 小切手の不正振出による現金着服、会社名義で締結されていた銀行との当座貸越契約を用いた不正借入による着服
- 消耗工器具備品の購入に関して領収書を偽造して会社資金を着服。
- 架空売上の計上し、会社宛に請求書を提供させ、正当な作業経費として支払った金銭が不正実行者に還流させる。
- 庶務担当が帳簿を改竄し、売上金から現金を着服。
- 経理処理用の端末機を操作し、取引先への支払名目で元従業員名義の銀行口座に不正に送金し、着服が発覚しないように出金の勘定科目を振り返るなどして書類を偽装していた。
- レジ操作の「無効機能」を利用して実際の売上を削除して、売上金を着服。
- 売上を銀行へ入金に行く際に「車から目を離した隙に盗まれた」と自ら警察へ連絡。担当者の行動も供述も不自然だが証拠はなく、犯人は捕まらず。

●人間は誘惑に負ける

「現金」を目の当たりにすると「魔が差す」ことは多いです。

- ①機会を熟知 ②全幅の信頼を得ている ③自分の行為を正当化できる
この3つが揃うと「不正をするのに圧倒的に優位な状況」が揃います。

●不正には兆候が見られます。

不正実行者の**日常生活の乱れ**・態度・**金銭感覚の変化**、帳簿間の相違等、不正発覚前に「何か怪しい」と思われる「変化」が多いのです。

●不正対策

- ①**金額の多少に関係無く、警察へ被害申告や警察による捜査に協力し、正式に刑事告発する。（＊社内に知らしめて再発防止にする）**
- ②現金出納や小切手の振出について、担当者が単独で処理することを禁止する。
- ③月に一度は関連資料の一致の確かめる。
販売管理システムと会計システムのデータ、現金出納帳の残高と現金の実際有り高、預金残高と預金元帳の残高などを確認する。
- ⑤**実地棚卸**
できれば半年に一度、最低でも年に一度は実地棚卸を行う必要があります。

●予防

人は疑わず 適正な処理がされるように **仕組やチェック体制を見直して予防する。**



●有期契約労働者の無期転換ルールが始まります！

無期転換ルールとは**労働者の申込み**により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される制度です。

【問1】対象となる労働者は？

【答1】有期労働契約を交わしている労働者（**有期労働者**）が対象です。

例：1年の有期労働契約の**更新年数が5年（1年×5回）**を超えた時です。

例：6カ月の有期労働契約の**更新年数が5年（6カ月×10回）**を超えた時です。

【問2】いつから対象となりますか？

【答2】**平成30年4月1日**から**無期転換の申込みができる**こととなります。

【問3】**無期転換の申込みとは？**

【答3】今まで**有期契約**だったものが**期間の定めのない労働契約へ変更の申込みをすることができます**。＊「無期転換申込権」の行使
労働者から「**無期転換申込**」があれば「**会社の承諾無し**」で「有期契約」から「無期契約」に転換します。

【問4】有期労働契約から無期転換へ変更する際に注意すべき点を教えてください。

【答4】無期転換は、**本人からの申込が無ければ行う必要はありません**。

会社から無期転換を促進する必要はありません。

有期労働契約から無期の労働契約に転換した場合であっても**労働条件は、直前の有期労働契約の内容と同一の労働条件のままです**。

「有期の契約」が「無期の契約」に変更されるだけです

*** 正社員になるわけではありません！★この点に誤解が多いです！**

【問5】60歳定年後に継続雇用した嘱託労働者も無期転換の対象となりますか？

【答5】定年後の継続雇用した社員には、**特例で無期転換申込権は発生しません**。

「第二種計画認定・変更申請書」を都道府県労働局へ提出すれば無期転換の対象者から外れます。

【まとめ】

無期転換制度がスタートするまで1年を切りました。

4月1日までに契約期間満了となるパートさんの契約更新については精査すべきでしょうね。**人柄や能力など十分に精査して更新の判断をしましょう！**